

補助金等のあり方に関する
ガイドライン

令和元年 9 月
阿賀野市

目次

第1章	ガイドライン策定の背景	1
第2章	補助金交付における課題	3
第3章	適正化のためのガイドライン	4
1	本ガイドラインの適用範囲	4
2	一般的な視点での基準	5
3	補助金等要綱の整備と透明性の確保	5
4	交付対象とする事業及び団体の考え方	5
5	補助対象とする経費	6
6	補助率等	6
7	補助金チェックシート	6
8	交付（上限）額設定の考え方	7
9	終期設定（交付期間の限定）の考え方	7
	《別紙》	8
◆別紙1	補助対象経費の範囲	8
◆別紙2	補助金チェックシート	10

第1章 ガイドライン策定の背景

本市において、法令外補助金や負担金（以下「補助金等」といいます。）については、公益的な活動や市民活動の活性化などを目的として、市の施策を展開するうえで重要な役割を担っています。

平成30年度においては、阿賀野市法令外負担金等補助金審査会において要望があった40団体の補助金等を審査し、最終的に市長査定や議会議決を経て1億6,500万円を超える金額を平成31年度（令和元年度）当初予算に計上しています。

なお、地方自治体が行う補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されています。

また、「公益上」とは、厳密には、少し細かくなりますが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第2条の別表において、次のように規定されています。

別表（第二条関係）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業

- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

しかし、これらの「公益性」は年数の経過とともに本来の目的が不明確になりがちであり、補助期間の長期化に伴い「既得権化」する傾向も否めないため、補助金等の目的や内容などについて改めて見直しを行う必要が生じています。

また、平成27年度以降は、普通交付税の合併特例措置の段階的縮減により歳入が年々減少してきており、これらの厳しい財政状況から見ても、その有効性や公平性などについても検証することが重要となっています。

これらのことから、これまでも当初予算編成の一環として作成し、所管課（部署）を通じて各補助団体に通知していましたが「補助金方針」を見直し、改めて補助金とは各種団体等が自主的に公益的事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方を明確にするとともに、市民参画への取り組みについても加えた「ガイドライン」を平成27年度に作成しました。

平成28年度以降、この「ガイドライン」に基づき補助金審査を行ってきましたが、「補助金の既得権化」が改善されていない現状に加えて、令和2年度に普通交付税の合併算定替の終了や会計年度任用職員制度の導入を控え、更なる歳出の見直しが必要となったことから、この度全面的にガイドラインを改定するものです。

第2章 補助金交付における課題

補助金は、行政目的を効果的かつ効率的に達成する手段として、これまで重要な役割を果たし、行政の補完という意味からも一定の成果を上げてきたと考えられます。

しかし、交付について、主に次のような課題があることが分かりました。

(1) 補助対象経費等が不明確

予算書や実績報告書等の歳入歳出科目が細分化されていないものについては、詳細な経費の内訳が不明確、つまり補助対象となるべき経費に補助金が充てられているか不明確である。

(2) 交付期間が未設定

終期設定がされていないため、一度補助制度が設置されると長期にわたり交付が続いている。

(3) 多額の繰越金の発生

補助額を超えるほどの繰越金が発生している。

第3章 適正化のためのガイドライン

(1) 本ガイドラインの適用範囲

各補助金については、それぞれ支出の目的や性質が異なっていることから、ガイドラインを設定するためには、交付の内容ごとに性質別に分類する必要があります。

そこで、前項により定義付けされた補助金について、次の表のとおり分類した上でガイドラインを設定します。《表1》

なお、ガイドラインを適用する範囲については、団体補助金を対象とし、国・県の制度に基づく制度的補助金と政策的に個人に給付する個人補助金は除くものとします。

ただし、補助金交付要綱の整備については、全ての補助金に適用するものとします。

《表1》補助金の性質別分類表

大分類		小分類		説明	
制度的補助金		国・県等の制度に基づく補助金		国・県等の制度に基づいて補助するもの	
政策的補助金	個人補助金	政策的に個人に給付する補助金		社会情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの。	
	団体補助金	団体運営費補助金		団体等が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体等の運営に必要な基礎的経費を補助するもの（公益上必要とされる業務を執行している団体への財政支援）	
		事業費補助金	イベント補助		公益的なイベント、又は市が実施主体の一員として開催するイベントの実施に対して補助するもの
			建設事業費補助		公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの
その他事業費補助			公益上必要となる事業の実施に対して補助するもの、又は市の施策推進のために必要とされる特定事業の実施に対して補助するもの。		

※阿賀野市補助金等審査委員会で審査する補助金は原則として太枠内の補助金とする。

(2) 一般的な視点での基準

補助金等の運用や創設に当たっては、以下の基準に基づいて実施することとします。

《表2》 補助金の交付基準

区 分	基 準
①公益性	客観的観点から公益上のある資金援助型の補助であること
②必要性	(1)新しい施策を普及させるための補助であること、または特定の行政水準を引き上げるための「呼び水」的な補助であること (2)市から機関・団体等への「経費負担」的な補助であること
③有効性	補助金額に見合う効果が十分に期待できること
④妥当性	一般的に、公金で賄うことにふさわしくない経費が含まれていないこと
⑤公平性	(1)補助金等の効果が市全体にわたるものか、特定の団体の利益になっていないこと (2)同様の活動を行う団体に対しても、補助金等を受けられる機会が与えられていること
⑥適格性	公金を交付する団体として適切であること

(3) 補助金等要綱の整備と透明性の確保

補助金等を交付する全ての事業において、その目的や内容等を明確にするため、阿賀野市補助金等交付規則に基づき各事業別に「補助金交付要綱」を整備し、より一層の透明性を確保する必要があります。

(4) 交付対象とする事業及び団体の考え方

補助金の交付は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要の高い場合に限られるものであり、その判断にあたっては、十分かつ客観的に妥当性があることを念頭に厳正に行う必要があります。

このため、新規に補助金制度を創設する際には適切な制度設計が、また、既存の補助金制度についても適正化がそれぞれ求められることから、交付対象事業について一定の制限を設けることとします。

【原則として交付対象としないもの】

- (1) 本来、国・県・民間等が負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの
- (2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確なもの
- (3) 零細な補助金で事業効果が薄いと認められるもの
- (4) 事業主体である交付対象団体の自己資金で十分運営が可能なもの
- (5) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない団体に対するもの

(5) 補助対象とする経費

《表1》(P4)に示したように、団体補助金については団体運営費補助金及び事業費補助金のそれぞれの性質ごとに補助対象経費の考え方が異なります。

補助金が公金である以上、補助対象とする経費の範囲を明確にする必要があるほか、当然ながら、その用途についても市民から理解が得られる内容でなくてはなりません。

このため、交付先の団体等において、対象経費と対象外経費を明確に区別できるように適切な会計管理が求められることから、補助対象経費の範囲を別紙1《表4》のとおりとします。

(6) 補助率等

《表3》補助率のめやす

区 分		補 助 率 等
①団体運営費補助		団体としての活動に公益性があるものに対し、原則として運営費の2分の1以内
②事業費補助	イベント、大会運営補助	行政目的の達成のため特別の理由がある場合を除いて、原則として事業費の2分の1
	奨励補助	市の政策を推進するため、特定の奨励的な事業に対して、制度に基づいて補助
	施設整備補助	公共性の高い施設整備に対して、制度に基づいて補助
③利子補給費補助		制度に基づいて、利子の一部または全部を補助
④市民協働推進費補助		地域コミュニティ活動等の活性化のため、制度に基づいて補助
⑤義務的補助・負担		法令等で市の負担が義務付けられているものや、債務負担行為などに基づいて行う補助

(7) 補助金チェックシートの活用

全ての補助金等を対象として、別紙2《表5》「補助金チェックシート」により、補助金等の必要性や効果を毎年度検証します。

（８）交付（上限）額設定の考え方

補助金が「公的な財政支援」であることを踏まえ、無制限に補助金を交付することは控えるべきと考えることから、原則、以下により交付（上限）額を設定するものとします。

【交付（上限）額の設定】

補助対象経費については、標準的手法を用いた場合に最も安価で実施（実現）できる経費を基本としながら、過去の交付実績を踏まえた上で、社会情勢や他市における同種事例を参考に当該年度の活動内容（規模）等を総合的に判断し、交付（上限額）を設定することとします。

また、補助率、補助単価を定めている場合には、補助すべき対象・範囲・内容に対し補助率、補助単価等で算定根拠を明確にし、交付（上限）額を決定するものとします。

【団体における繰越金】

当該団体の前年度決算における繰越金が当年度交付額を上回っている場合については、翌年度以降の交付額の見直しを検討するものとします。

【団体における人件費】

当該団体の人件費に係る分については算定根拠を求め、引上げについては必要最小限とします。

（９）終期設定（交付期間の限定）の考え方

第１章及び第２章でも触れたように、現在交付されている補助金については、長年交付が続いている団体が少なくありません。こうした補助金についても以下により終期を設定することとします。

【補助制度の終期（終期の判断基準）】

- （１）財政的に自立した団体であると判断される時
- （２）公益性に欠ける団体であると判断される時
- （３）所期の活動目的を達成・完了した団体であると判断される時
- （４）今後、財政支援を続けても、目標達成が見込まれないと確認される時
- （５）上記以外の補助金については原則として「**３年～５年**」を終期とする

なお、上記の（５）において終期を迎えた補助金について公益上更新が必要な場合には、改めて事業効果や必要性の観点から見直しを行い、更新又は廃止の判断を行うこととします。

阿賀野市 補助対象となる経費の範囲

経 費	団体運営費 補助金	事業費 補助金	備 考
人件費	○	×	自主財源が乏しい団体に対しては、人件費への補助も必要経費として認める。 ただし、補助対象とする場合は、類似団体や民間企業等と比較して妥当であるか判断できる資料を提出するものとする。
報償費	△	○	団体運営費について、研修に係る講師謝礼は認める。その他については個別に判断する。
旅費	△	△	慰労会的な視察研修(飲食費を含むもの)は対象外とする。
交際費	×	×	
慶弔費	×	×	
消耗品費・材料費	△	△	
光熱水費・燃料費	△	△	
印刷費	○	○	
飲食費	△	△	①会議等の湯茶②講師弁当③給食事業などの事業自体が飲食に関わるもの、については対象とする。ただし、飲酒を伴う経費は対象外とする。
備品、施設等修繕 補修費	△	△	単発事業において備品、施設を所有することは原則として想定していないが、事業達成のため経費だと認められれば対象とする。
通信運搬費	△	△	
広告料	△	△	事業目的に沿ったものは認めるものの、過度な宣伝活動については抑制する。また、団体運営費補助金の場合にあっては、広告活動が当該団体の運営に影響を及ぼす場合に限り対象とする。
その他手数料	△	△	
使用料・賃借料	△	△	
借上料	△	△	事業に伴う会場借上料は認める。その他は個別に判断する。
会議・事業費	△	△	予算科目で「会議費」「事業費」といった名称で計上されているものについては内容が判断できないので、別途資料を提出するものとする。 飲食費は認めない。
事務用備品等購入費	△	△	単発事業において備品、施設を所有することは原則として想定していないが、事業達成のため経費だと認められれば対象とする。

経 費	団体運営費 補助金	事業費 補助金	備 考
上記以外の備品、 財産取得費	△	△	単発事業において備品、施設を所有することは原則として想定していないが、事業達成のため経費だと認められれば対象とする。
保険掛金	○	○	
負担金及び助成金 (関連団体迂回助成)	△	△	迂回助成については、臨時的なものについてのみ認め、経常的なものは認めない。
負担金及び助成金 (下部組織への助成)	△	△	内容が判断できないので、別途資料を提出してもらおうこととする。 対象外経費への支出は認めない。
負担金及び助成金 (上部団体等への負担金)	○	△	
貸付金	×	×	
出資金	×	×	
積立金	×	×	
寄附金	×	×	
租税公課	△	△	市税分は対象外とする。
上記以外の経費	△	△	

補助金チェックシート

		担当課名	
補助金の名称			
補助事業者の名称			
代表者名			
補助金交付要綱等の名称			
団体又は事業の目的・必要性			
事業内容			
補助金を必要とする具体的理由			
直近の見直し状況	時期		
	内容		
補助対象経費の内容			
チェック基準(該当項目を選択)⇒ドロップダウンリストから、「はい」の場合には☑、「いいえ」の場合には☐を選択してください。			
公益性	客観的観点から公益上必要と思われる事業であるか	☐	
必要性	①事業の目的、内容等が社会情勢に適合しているか	☐	
	②新しい施策普及のための補助、または行政水準を引き上げるための「呼び水」的な補助であるか	☐	
	③補助金は、あくまでも「支援」としての位置付けであり、運営は自己資金が主体となっているか	☐	
有効性	補助金額に見合う効果が十分期待できるか	☐	
妥当性	市が公金で補助することに適した経費であるか	☐	
公平性	①補助金の効果が市全体にわたるものか、特定の団体の利益に終わっていないか	☐	
	②同様の活動を行う機関・団体に対しても、補助金を受けられる機会が与えられているか	☐	
適格性	公金を交付する団体として適切であるか	☐	
理由等			
※上記の項目において、チェックできない場合の理由及び改善策を記入する。			
評価・意見及び今後の方向性			

チェック基準を判断するにあたり考慮する項目(例示)

基準項目	基準細目	具体的な判断基準	チェック
公益性		公共的な要素があり、市が関与する必要性が認められるか	<input type="checkbox"/>
		市の政策目的(総合計画等で定めた施策内容や方向性)に沿っているか	<input type="checkbox"/>
必要性	①事業の目的、内容等が社会情勢に適合しているか	補助の目的が既に達成されているにもかかわらず、交付が続けられているか	<input type="checkbox"/>
		長期に渡り交付されている団体にあつては、団体の対象となる者が年々減少していないか(対象者を増やす努力が交付団体によってされているか)	<input type="checkbox"/>
	②新しい施策普及のための補助、または行政水準を引き上げるための「呼び水」的な補助であるか	補助金交付の終期が設定されているか	<input type="checkbox"/>
		あくまでも初期経費(イニシャルコスト)への補助となっているか	<input type="checkbox"/>
③補助金は、あくまでも「支援」としての位置付けであり、運営は自己資金が主体となっているか	補助率が運営費又は事業費の2分の1を上回っていないか	<input type="checkbox"/>	
有効性		市が直接事業を行う場合と比較し、補助金を交付する方が経費面で有利であるか	<input type="checkbox"/>
		同じく、市と比較して迅速性、機動性に優れているか	<input type="checkbox"/>
		同じく、市が行うよりも専門性を生かせるか	<input type="checkbox"/>
		補助金が少額であり、事業効果が薄くないか	<input type="checkbox"/>

チェック基準を判断するにあたり考慮する項目(例示)

基準項目	基準細目	具体的な判断基準	チェック
妥当性		補助対象外経費(事業に関係のない視察旅行、慰労会、飲食費、交際費、慶弔費、人件費等)に対する補助でないか	<input type="checkbox"/>
		繰越金が補助金額を上回っていないか	<input type="checkbox"/>
		団体の自主財源が補助金に比べて極端に少ないか(会員から十分な自主財源を徴しているか)	<input type="checkbox"/>
		補助金が定額化していないか(年度ごとの事業量の精査がなされているか)	<input type="checkbox"/>
		市の補助金交付団体からの補助を受けていないか、又は他の補助金交付団体への補助をしていないか	<input type="checkbox"/>
		本来市が行うべき業務を代行してもらっている団体に対する「委託料」的な意味合いでの交付でないか	<input type="checkbox"/>
公平性	①補助金の効果が市全体にわたるものか、特定の団体の利益に終わっていないか	補助金交付団体が実施する事業が市全体を対象としているか	<input type="checkbox"/>
		市民のニーズに対応しているか	<input type="checkbox"/>
	②同様の活動を行う機関・団体に対しても、補助金を受けられる機会が与えられているか	補助金の交付要綱が周知されているか	<input type="checkbox"/>
適格性		団体が暴力団と関係がないか 又は、団体の構成員に暴力団員がいないか	<input type="checkbox"/>
		同一の制度を利用して複数回にわたって補助を受けようとしていないか	<input type="checkbox"/>

以上、あくまでもチェック基準を判断するための例示ですので、
 その他の要因に基づいて判断していただいても結構です。
 その場合、「理由等」への記載をお願いします。

